

石川日報

特集号

11

48年

国保だより

世帯と人口

(10月1日現在)

白石市	国民健康保険	加入割合
9,764世帯	5,613世帯	57.5%
41,319人	20,640人	50.0%

保険税は、納期内に完納を!!

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	5月	7月	10月	12月	2月

★ 本年度から保険税の納付書が並列式に

昨年度までは各納期毎に納付書を送付しておりましたが、本年度から仮徴収については第1期分及び第2期分を、確定賦課徴収については、第3期分から第5期分までをそれぞれ納税通知書兼領収証書に並列して送付いたしましたから納期をお忘れなく納付願います。

48年度国民健康保険税率

保険税のあん分率

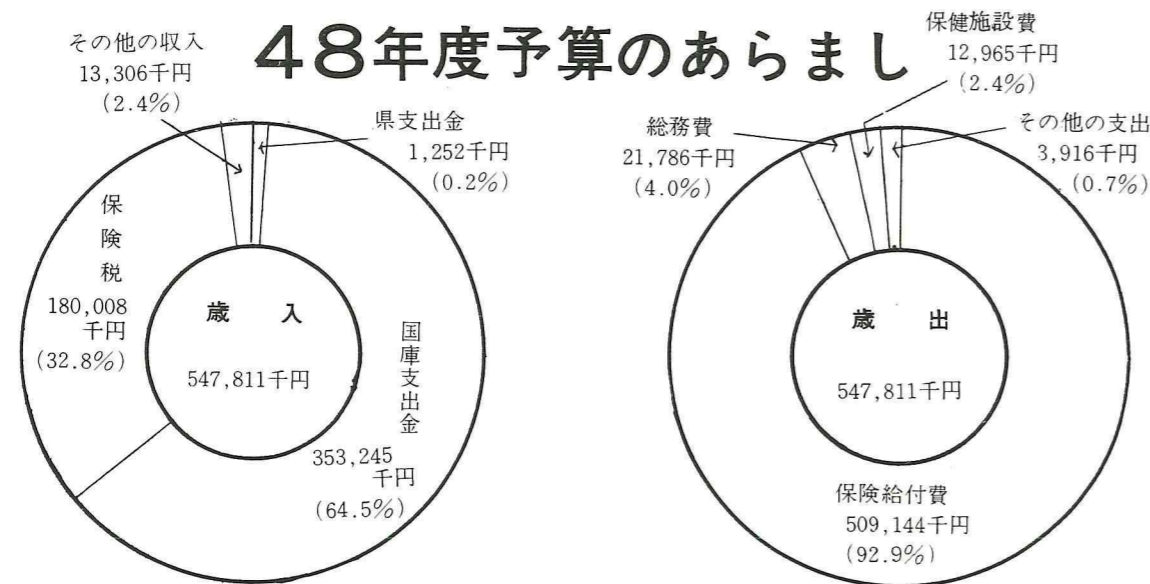
所得割額	$\frac{3.2}{100}$
資産割額	$\frac{3.3}{100}$
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	2,600円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	4,900円

応能割、応益割の割合

	改正前
応能割	所得額48% : 45%
	資産別10% : 10%
応益割	均等割28% : 30%
	平等割14% : 15%

(国保に入るとき)  14日以内に届出を!

(国保をやめるとき)



前年の11.8%増

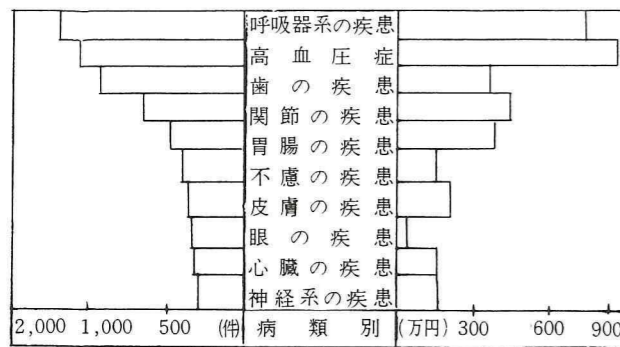
国民健康保険事業は、独立採算制がたてまえて、特別会計をもって運営されていますが48年度の予算額は547,811千円で前年度当初の11.8%、57,979千円の増加となりました。

冬の健康対策

★ 年々ふえる医療費

年度	保険者負担額 千円	前対 年比 %	摘要
44	230,667	114.2	点数改訂値上8.77%
45	280,408	121.6	同上 0.97%
46	332,617	118.6	12月1日75才以上10割 点数改訂値上13.7%
47	418,213	125.7	48年1月70才以上及 0~1才未満医療費無料
48	502,851	120.2	同上平年度化

★ 主なる疾患の受診状況



高血圧と動脈硬化の予防

1. 塩からい食事はひかえましょう
2. 米を大食しないように
3. 休養を十分にとりましょう
4. 熱い風呂や長風呂はさげましょう
5. 動物性脂肪は少なめに
6. 新鮮な野菜、くだものや海草類は十分に

感冒の話～予防

- ① 体力をつけて、病原菌のはびこるスキを与えないこと。それには、まず心身の休養が大切で寝不足は禁物。また、ふだんは日光浴などで皮膚をきたえておくこと。
- ② 栄養のある食物を(肉、魚、豆類、果物など)!
- ③ 帰宅時の「ウガイ」を忘れずにしましょう。

★ 低所得世帯に対する保険税の減額

条例に基き前年度の均等割額及び平等割額の10分の6、または10分の4の割合で計算された額が減額されます。

◇ $\frac{6}{10}$ の減額の場合(所得金額16万円以下の世帯)

	改正後	改正前
被保険者1人につき	1,320円	1,080円
1世帯につき	2,520円	1,800円

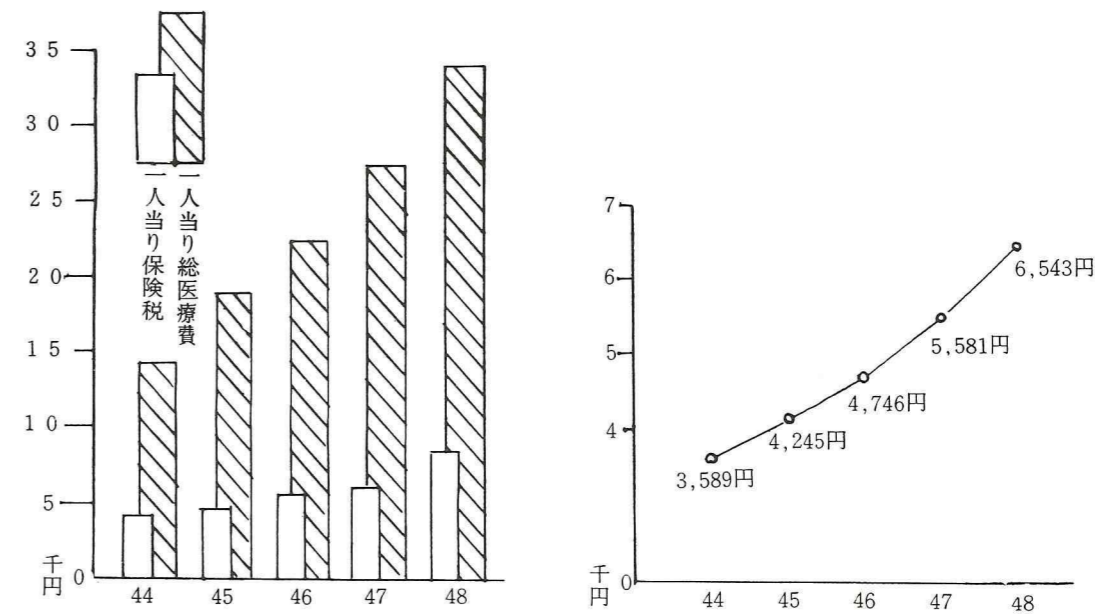
◇ $\frac{4}{10}$ の減額の場合(所得額16万1円以上の世帯で所得階層別割額に該当する世帯)

	改正後	改正前
被保険者1人につき	880円	720円
1世帯につき	1,680円	1,200円

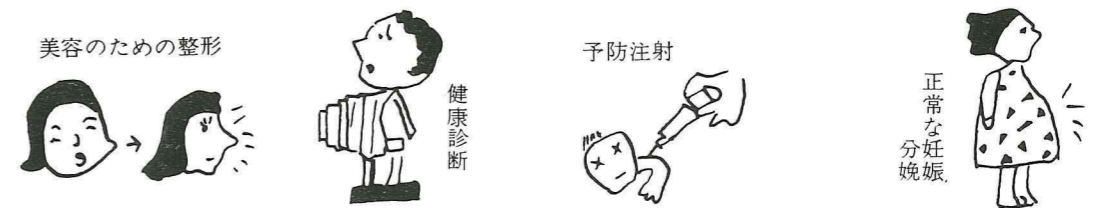
★ 1人当たり総医療費と保険税

1人が1年間にお医者さんなどにかかった総医療費と市に納める保険税
(48年度は予算額から)

1人が1年間にお医者さんなどにかかった1件当たり総医療費
(48年度は予算額から)



★ 保険で診療を受けられない場合



「国保の世帯主とは」

国保の被保険者が属する同一の生計の下に生活している集団の中で世帯内の者の生計を維持し、対外的にもリーダーシップをもっていると認められる者であって、一定の事務能力、保険税負担能力をもっている者であります。したがって世帯内被保険者の資格の得喪届出及び保険税の納付に関する義務を世帯主に課している訳であります。

世帯の構成を見ますと当然世帯主であるべき者が世帯員になっていることを見受けられますが、この世帯主の趣旨に基づきまして、「国保の世帯主とは」を良くご理解を頂きまして世帯主の届出をお願いいたします。

「擬制世帯主とは」

国保の被保険者でないが、その世帯内に国保の被保険者である世帯員（家族）を有するため、国保の被保険者である世帯主と同様の義務を課されている世帯主をいいます。

擬制世帯主という言葉は、国保法上の用語ではなく調整交付金に関する厚生省令にはじめてでてくる用語であります。この言葉の由来は、地方税法上の規定（703条4、第10項）に見い出すことが出来ますが、それは、被保険者である世帯主とみなして、つまり擬制して、保険税を課するという構成がとられている訳であります。したがって擬制世帯主とは、「みなし世帯主」とも称されております。

★ 市民の健康を守るために保健婦は、

次のような仕事をしています。

家庭訪問と健康相談

結核、成人病、その他の疾病、妊産婦、未熟児、乳幼児、精神衛生、家族計画、その他健康管理等について定期的に該当世帯を巡回訪問をしていろいろ相談指導を行っています。お気軽に、ご相談下さい。

母子衛生教育の実施

産前産後の栄養指導や注意、丈夫な赤ちゃんの育て方などについて指導を行っています。

◇ 又、赤ちゃんの検診として、

3ヵ月児検診、6ヵ月児検診、12ヵ月児検診を毎月実施して、赤ちゃんの健康指導を行っています。

保健婦への連絡は内線289番、290番へ

国の宝を大切に

丈夫に育てましょう。

